

(意見書案第 16 号)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書

政府の「子どもの貧困対策大綱」や「北海道いじめの防止等に関する条例」には、スクールソーシャルワーカーの配置拡充が盛り込まれ、平成 28 年度予算では、いじめ・不登校対策などの推進として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充がはかられた。

しかし、スクールソーシャルワーカーの小中学校の配置は週 1 回、3 時間のみにとどまっており、特にスクールカウンセラーについては、中学校と道立学校は国と道の費用で実施しているものの、小学校と市立高校は除外されている。

現在、北海道では、国の「スクールカウンセラー活用事業」を活用し、道内の公立学校に配置され、中学校に配置するスクールカウンセラーを中学校区内の小学校に必要なに応じて派遣できるとされ、高校への配置についても、事業の実施に係る配置校の総数の 10%以内が目安とされている。

また、スクールカウンセラーの未配置校へは、児童・生徒のケア等のため、緊急配置を必要とする場合に、市町村立を含めて学校種にかかわらず派遣される仕組みとなっている。

心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の配置で、教育相談体制の充実を図る必要がありながら、極めて限定的な実施となっている。国や道は、教師が自分一人で問題を抱え込んでしまうのではなく、集団による対処、学校全体による組織的な対応が重要であると認めている。

よって、国においては、国費による全面実施、国の補助率の引き上げ、人材育成の強化をするよう強く要望する

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛